



平成17年12月1日

会員各位 殿

日本RV輸入協会

会長 吉開 毅

トレーラーハウスの設置基準について

トレーラーハウスを設置するときは、安全に十分留意すると共に容易に移動できるよう、以下の自主基準を遵守して設置すること。

<自主基準>

1、2時間以内に移動可能な状態で設置すること。

イ、トレーラーハウス本体はジャッキアップ等により設置するものとし、本体を直接地面に固定しないものとする。

ロ、電気、水道、ガス等のライフラインの接続は脱着が容易な方法にて行う。

ハ、階段、デッキはトレーラーハウスと直接接続しない。

2、 転倒防止対策は十分に行うこと。